

令和元年 8 月 30 日

三重県議会議長様

会派名 草の根運動いが
会派代表者名 稲森稔尚
質問者名 稲森稔尚



文書質問書

三重県議会基本条例第 14 条の 2 の規定に基づき、次の通り文書による質問を提出いたします。

1、 質問項目及び内容

県立学校における体罰事案と、今後の体罰から児童・生徒を守る取り組みについて

- (1) この程、三重県北部の県立高校の 50 代男性教諭が、今年 6 月、授業で誤答した生徒に 70 回の腕立て伏せを強要する体罰を行い、8 月 9 日三重県教育委員会は当該教諭を文書訓告としていたことが明かになった。この内容について明らかにされたい。
- (2) 県立学校において、過去 5 年間で体罰と認められる事案は何件あったのか、併せてその概要と処分内容を明らかにされたい。
- (3) 三重県教育委員会は今年 5 月に改正された「懲戒処分の指針」において体罰について「①児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした教職員等は、免職又は停職とする。②児童生徒に上記①以外の体罰をした教職員等は、停職、減給又は戒告とする」と標準例を示しているところであるが、懲戒処分とならなかった理由を示されたい。処分内容を再考する考えはあるのか見解を示されたい。
- (4) 体罰について、また体罰を行ってはならない法的根拠についてどのように認識しているのか示されたい。
- (5) 他都府県では「体罰防止ガイドライン」等を独自に策定しているが、このような取り組みも参考にすべきである。今後の体罰防止に向けた実効性ある対応策を示されたい。また、市町や私立学校への対応についても示されたい。

2、 質問の趣旨及び理由

教育の目的は「平和で民主的な国家及び社会の形成者」を育むことにあり、暴力や高圧的态度による「力による解決」を再生産させるような体罰はあってはならず、今回の事案を教訓として、児童生徒が個人として尊重され、誰もが安心できる三重の教育環境を求めて質問する。

3、 回答を求める者

知事、教育長

